

各市町村長 様

福島県こども未来局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を
見据えた児童関連施設における感染対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格別の御理解と御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

県内の新規陽性者数は、先週2日連続で二千人を上回るなど、感染が急速に再拡大しており、感染を抑え込むためには、感染の連鎖を断ち切る必要があります。

また、今冬は、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されております。

つきましては、別紙（令和4年11月8日付け厚生労働省事務連絡）について周知するとともに、下記の点に留意し、「基本的な感染対策」と「二次感染を広げない取組」を徹底していただくよう、改めて管内の保育所や放課後児童クラブ等の管理者等に周知願います。

記

1 家庭での感染対策について（保護者の皆様へ）

(1) ご家庭での感染対策を再点検するとともに、子どもの検温を始め体調を確認し、症状がある場合は、登園等を控え、早めに受診する。

(2) 機械換気装置による常時換気、2方向の窓開け換気、換気扇の有効活用等により、十分な換気量を確保する。

換気によって室内温度が下がるような場合は、暖かい服装で体温調節を行いながら換気を行う。

(3) こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。

(4) 発症予防・重症化予防の観点から、ワクチン接種が済んでいない方は、速やかな接種を検討する。

併せて、季節性インフルエンザワクチンについても、早めの接種を検討する。

(5) 二次感染を広げない取組を行う。

○ 陽性となった場合は、発症2日前までに接触した方へ必ず連絡をする。

○ 濃厚接触者となった場合は、5日間は自宅待機を徹底し、7日間が経過するまでは慎重な行動を取る。症状が出た場合は、抗原定性検査キットにより検査を行う（基礎疾患がある方などは診療検査・医療機関を受診する）。

○ 決められた療養期間は外出せず、人との接触を避ける。

2 施設での感染対策について（施設管理者等の皆様へ）

(1) 登園時の検温を含め、施設での子どもや職員の体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅させる。

(2) 機械換気装置による常時換気、2方向の窓開け換気、換気扇の有効活用等により、十分な換気量を確保する。

換気によって室内温度が下がるような場合は、暖かい服装で体温調節を行いながら換気を行う。

(3) 場面に応じたマスクの着用を適切に判断し、マスクを正しく着用する（不織布マスクを推奨）。

※ マスク着用の考え方については、令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡を参照するとともに、屋外など必要ない場面ではマスクを外させるなど適切に対応する。

(4) 手洗い、手指や多くの人に触れる部分（机、ドアノブ等）の消毒など基本的な感染防止対策を徹底する。

(5) 感染リスクの高い場面（3密や混雑、飲食を行う、大声を出す）を避ける等の対策の再点検を行う。

【参考】

○ 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>



○ 子育て支援課ホームページ

「児童関連施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/zidoukanrenshisetsu-corona.html>

○ 「保育所における感染症対策ガイドライン」

（厚生労働省HP、平成30年3月作成、令和4年10月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007669.pdf>

○ 「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（第3版）」

（全国保育園保健師看護師連絡会）

<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>

○ 社会福祉法人日本保育協会ホームページ

「保育所における感染症の基礎知識～新型コロナウイルス感染症への対応～」

<https://www.nippo.or.jp/learn/tabid336.html>

（事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205）